○国土交通省令第三十八号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第四条第二項の規定に基づき、倉庫業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令

倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一号様式（第２条、第４条関係） （略） （注意） １～７　（略） ８　「その他」の欄には、関税法による保税蔵置場、消防法による危険物の貯蔵所、高圧ガス保安法による高圧ガスの貯蔵所等にあつては、その旨を明記し、かつ、許可年月日及び許可番号を記載し、冷蔵倉庫にあつては、高圧ガス保安法による許可年月日及び許可番号を記載すること。	第一号様式（第２条、第４条関係） （略） （注意） １～７　（略） ８　「その他」の欄には、関税法による保税蔵置場、消防法による危険物の貯蔵所、高圧ガス保安法による高圧ガスの貯蔵所等にあつては、その旨を明記し、かつ、許可年月日及び許可番号を記載し、冷蔵倉庫にあつては、食品衛生法及び高圧ガス保安法による許可年月日及び許可番号を記載すること。

附　則

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。